

13 農林水産業関係

ア 担い手、農地政策

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
①認定農業者制度の運用改善 (農林水産省)	a 農業経営改善計画の認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合があるが、これが公開されていないため、市町村における認定審査の基準が不透明になり、よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じているケースも見受けられる。 したがって、認定手続きの透明性を確保するために、認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合には、当該基準を公開するよう必要な措置を講ずる。	措置			◎ (農林水産省) 農業経営改善計画の認定に当たって、独自の判断基準を設定する市町村が、その基準を公開するよう、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)の所要の改正を行い、平成20年3月に発出。
	b よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じている状況を改善するため、既に一部の市町村において実施している認定審査における第三者機関の設置・第三者機関からの意見聴取が全国的に行われるよう、必要な措置を講ずる。				◎ (農林水産省) 農業経営改善計画の認定に当たって、第三者機関を設置していない市町村が、これを速やかに設置し、当該第三者機関から意見聴取するよう、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」(平成15年9月26日付け15経営第3399号農林水産省経営局経営政策課長通知)の所要の改正を行い、平成20年3月に発出。
	c 真に経営努力を継続した者のみが再認定されるよう、再認定においては、経営努力の判断基準として、従前の計画に係る経営規模、所得、労働時間等の目標の達成状況を把握し、その要因を分析した上で、再認定の可否を判断するよう必要な措置を講ずる。				◎ (農林水産省) 農業経営改善計画の再認定に当たって、市町村が、旧計画の目標の達成状況や目標を達成するための措置の実施状況等を把握・分析した上で新計画の認定の可否の判断をするよう、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)等の所要の改正を行い、平成20年3月に発出。
	d 現在、農林水産省経営局長通知(平成18年6月27日付け18経営第2053号)において、市町村は、認定に係る全ての農業経営改善計画について、原則として毎年(少なくとも当該計画の有効期間の中間年には必ず)、当該計画を検証し、取組が不十分である場合は、指導・助言その他の支援を実施することとなり、それを受けた認定農業者に改善が見られない場合には、「適切に認定の取消しを行うことが望ましい」とされているが、経営改善に取り組む意欲がない農業者を認定農業者として支援することは政策の意図を歪めることになることから、認定の取消しについては、適切に運用されるよう必要な措置を講ずる。				◎ (農林水産省) 農業経営改善計画の認定の取消しについて、市町村が、一層適切な運用に努めるよう、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」(平成15年9月26日付け15経営第3399号農林水産省経営局経営政策課長通知)の所要の改正を行い、平成20年3月に発出。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②農地政策全般の再構築に係る検討・検証 (農林水産省)	農地の流動化及び規模拡大について賃貸借によるものが主流であるという実態を踏まえ、利用集積を加速化するために、所有と利用を分離し、経営的利用を更に促進し、利用本位の農地政策としていくため、農地政策全般の再構築に向けて検証・検討を行う。 その際には、農地を農地として利用することを前提に、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営が可能となる観点も念頭に置いて、検証・検討を行う。	検討開始			○ (農林水産省) 平成19年11月に、農地政策の現時点での見直しの基本的方向として、「農地政策の展開方向について」を取りまとめたところ。 今後、これに沿って農地政策の改革を具体化していくこととしている。
③農地の長期安定利用スキームの設定 (農林水産省)	現行制度においても20年までの利用権の設定や賃貸借契約が可能である旨の周知徹底を図り、設定期間及び契約期間の長期化に取り組む。	措置			◎ (農林水産省) 現行制度で最長20年までの賃借権設定が可能であること等について、以下のような指導・周知を実施。 ・平成18年10月末に地方農政局に対して指導通知を发出。さらに、地方農政局から都道府県等に対して指導通知を发出。 ・平成19年4月以降開催された研修、会議等を通じて周知を徹底。 ・農林水産省ホームページを活用し、農地は最長20年まで借りることができる旨の周知を徹底。
④主体を問わない農地利用の促進 (農林水産省)	現在、特定法人貸付事業において、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できることとなっているが、参入区域(市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定)内であれば農地に制限はないにも拘らず、リースのできる農地が耕作放棄地に限られるといった誤解や農地情報が不足しているといった指摘がある。農業分野において新規参入の積極化が求められる中、農業経営に意欲的な一般法人の新規参入を促進するため、耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることの周知徹底を図るとともに、一般法人の農業参入に資する農地情報を提供する仕組みを構築する。	措置			◎ (農林水産省) 耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることについて、以下のような周知を実施。 ・平成19年3月に農林水産省ホームページに特定法人貸付事業に関するQ&Aを掲載。 ・平成19年8月以降、特定法人貸付事業の仕組みを説明するリーフレットを全市町村に配布。 ・19年度事業より新規事業として、農地マーケット事業を立ち上げ、農地情報を地域内外へ提供する仕組みを構築。
⑤農業委員会の在り方の見直し (農林水産省)	a 認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なっている農業委員会の運用や権限行使を是正するため、改めて、農業委員会の権限行使が統一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図る。	措置			◎ (農林水産省) 農業委員会が業務を行うに当たっての判断基準等について、以下のような指導・周知を実施。 ・平成19年3月に「農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の適正化等について(農村振興局長通知)」を发出。 ・平成19年4月以降開催された研修、会議等を通じて、周知を徹底。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するため、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるよう改める。	措置			◎ (農林水産省) 農業委員における中立的な第三者選任について、以下のような指導・周知を実施。 ・平成19年9月に「農業委員の選任委員の選定について(農林水産事務次官通知)」を改正し、市町村議会が推薦する選任委員について、これらの市町村議会は、公平・中立な立場から判断をなし得る委員を選任委員として推薦する旨の周知を徹底。 ・平成19年9月以降開催された研修、会議等を通じて、周知を徹底。
	c 農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員に、「農業経営の改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくことに取り組む。	措置			◎ (農林水産省) 農業委員の選出について、以下のような指導・周知を実施。 ・平成19年9月に「農業委員の選任委員の選定について(農林水産事務次官通知)」を改正し、青年・女性農業者、認定農業者等の担い手を農業委員とすることが重要である旨の周知を徹底。 ・平成19年9月以降開催された研修、会議等を通じて、周知を徹底。

イ 農協、農業金融、農業共済等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①農協の経済事業改革等の推進 (農林水産省)	全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を発出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。	逐次実施			○ (農林水産省) 全農の改善計画の進捗状況については、四半期ごとに全農から農林水産省に報告させ、監視・指導を行っている。なお、全農は会のホームページにおいて、改善計画の進捗状況を公表。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②農協の内部管理態勢の強化 (農林水産省)	a 農協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、引き続き内部統制の強化に取り組む。	逐次実施			○ (農林水産省) 1 農協系統は、第24回JA全国大会で、すべての農協・連合会が内部統制システムの整備に取り組むことを決議(平成18年10月11日)。 2 20年3月期は、貯金量200億円以上のJAについて、21年3月期は全JAにおいて、代表者が、直近の年度における財務諸表の適正性及び財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載する予定(19年3月期は、既に貯金量1,000億円以上のJAについて実施済)。 3 全中は、農業協同組合法第73条の23の2に基づく「組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針」を改訂し、21年度までに各農協において「内部統制報告書監査」(※)への対応を可能とする内部統制システムの整備する旨を規定(平成19年3月8日)。 (※)上場企業には、21年3月期決算から義務付け。農林中央金庫を含め協同組織金融機関には、義務付けられていない。
	b 特に、コンプライアンス態勢については、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。	措置			◎ (農林水産省) 1 農林水産省は、平成14年3月1日付け「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(以下、「農水省事務ガイドライン」という。)等において、コンプライアンス態勢の整備強化等について、農協系統を指導してきているところ。 2 農林水産省は、今年度農水省事務ガイドラインを改正し、このようなコンプライアンス委員会の設置等の体制の強化を指導したところ。
③農協の不正な取引方法等への対応強化 (公正取引委員会、農林水産省)	a 独占禁止法上の不正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図る。	措置			◎ (公正取引委員会、農林水産省) 公正取引委員会及び農林水産省は、独占禁止法上の不正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドライン(以下「農協ガイドライン」という。)について、農協系統に対して通知するとともに、それぞれのホームページにおいて、農協ガイドラインについて情報提供を行い、農林水産省は都道府県、(社)日本農業法人協会等の関係団体に対しても通知した。 また、公正取引委員会及び農林水産省は、農協関係者、農業者、都道府県、商系事業者などを対象に平成19年5月14日から同年6月15日までの間、全国10ブロックで説明会を開催し、約3千人が出席した。 さらに、公正取引委員会は、農協等が実施する研修会に職員を講師として派遣し、農協ガイドラインの周知徹底を図っている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
(農林水産省)	b 同計画において、「農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。」とされていることについては、平成19年度以降も逐次実施する。	逐次実施			○ (農林水産省) 全中、全農等は、平成18年2月に作成した独禁法遵守に向けたパンフレットを農協ガイドラインの公表を踏まえ、平成19年7月に改訂の上、各農協へ配布し、独占禁止法遵守の周知徹底を実施。 不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について農業協同組合法による行政処分も含め適正に対処するよう、平成18年7月20日付けで農水省事務ガイドラインを改正し、関係機関に通知するとともに、このことを農協ガイドラインの説明会においても周知。 農水省事務ガイドラインに基づき、農協が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、必要に応じ、公正取引委員会に対し、当該事実を連絡するなど連携を図っている。
(公正取引委員会、農林水産省)	c 公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、関する農協組合員、農業者の組織する団体等が農協に苦情について情報提供したり、農協が法令順守の観点から相談したりしやすくするため、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対して、苦情受付・相談方法及び相談窓口の周知徹底を図るとともに、苦情・相談について協力して対応するなど、所要の措置を講ずる。	措置			◎ (公正取引委員会、農林水産省) 公正取引委員会及び農林水産省は、農協ガイドラインの説明会において、苦情・相談の受付窓口を案内・周知した。 また、農林水産省のホームページにおいて、農協の不祥事に関する情報受付窓口を設置するとともに、受け付けた苦情・相談のうち、独占禁止法に違反する疑いのある行為に関する情報については、必要に応じて、公正取引委員会に連絡することとしている。
④公正な競争条件の確保 (公正取引委員会)	農業分野全般において、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 平成18年度において、2つの農業協同組合に対して、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項[拘束条件付取引])に該当に違反するおそれがあるものとして、それぞれ警告を行った。
⑤農協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善 (農林水産省)	a 全中に他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、説明書類の雛形を作成させ、周知させるなど一層の比較可能性を高めるよう所要の措置を講ずる。	措置			◎ (農林水産省) 業務及び財産に関する説明書類の様式については、全中に対し、様式例を作成し、各JAに周知するよう指導。これを受けて、全中では、雛形を作成し、平成19年5月17日付けで、各JAに周知。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>b 組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、農協は、他の金融機関におけるホームページ上での説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的開示を行うことが必要である。この自主的開示について、全中に農協に対し指導させるよう、必要な措置を講ずる。</p>				<p>◎ (農林水産省)</p> <p>1 ディスクロージャー誌のホームページへの掲載については、全中に対し、各JAにおいて「JA ディスクロージャー様式例」の周知と併せ、組合員への配布やホームページへの掲載が促進されるよう指導。これを受けて、全中においては、各県農協中央会を通じ、ディスクロージャー誌をホームページへ掲載するよう指導。</p> <p>2 農林水産省では、今年度農水省事務ガイドラインを改正し、ディスクロージャー誌のホームページへの掲載が望ましい旨を指導したところ。</p>
	<p>c 全中に部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示、更なる部門別の資産の情報提供を指導させるなど、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。</p>				<p>◎ (農林水産省)</p> <p>1 部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示等については、全中が「JA ディスクロージャー様式例」にこれらの書類を盛り込み開示を指導。</p> <p>2 農林水産省では、今年度農水省事務ガイドラインを改正し、部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書のディスクロージャー誌への掲載や部門別の資産の情報提供が望ましい旨を指導したところ。</p>
⑥組合員に対する的確な情報開示の実施 (農林水産省)	<p>これまで、農業協同組合制度の所管官庁である農林水産省が、幾度となく的確な情報開示を行うべきと指導していることについては一定の評価がなされるものの、現在制度的に義務付けられている情報開示の仕組みや自主開示の促進などの指導が今一度、改めて農協及び組合員に周知徹底されるよう必要な措置を講ずる。</p>	措置			<p>◎ (農林水産省)</p> <p>平成20年3月中に農水省事務ガイドラインを改正し、部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書のディスクロージャー誌への掲載や部門別の資産の情報提供が望ましい旨を規定。これらの改正事項を全中を通じて会員農協に周知する予定。</p>
⑦中央会監査の在り方についての検討 (農林水産省)	<p>全中の一組織であるJA全国監査機構が実施している中央会監査について、様々な角度から、組合員、貯金者等が納得する監査の在り方について検討を行う。</p>	検討開始			<p>○ (農林水産省)</p> <p>1 農林水産省としては、農協系統組織や組合員等の意見を踏まえて検討した結果、農協に対する監査のあり方について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協には指導と一体となった監査を行うことが必要であり、 ・ この観点から、現行の中央会監査は有効に機能しており、 ・ 公認会計士監査を導入する必要はない <p>との結論に達したところ。</p> <p>2 他方、中央会監査の質の向上については当然に取り組むべき課題であり、今後とも引き続き検討していくこととしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑧中小企業信用保険における対象事業の見直しと農業信用保証保険との連携強化による農業経営者等の資金調達の円滑化の促進 (経済産業省、農林水産省)	a 農協以外の金融機関からの資金調達を求める農業経営者が信用保証協会の保証利用を希望した場合等で、信用保証協会において引受けの可否の判断がつかないような場合には、農業信用基金協会に連絡、相談するなど、農業経営者の資金調達の円滑化が図られるよう中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携の強化を図る。	措置			◎ (経済産業省、農林水産省) 信用保証協会の全国組織である全国信用保証協会連合会からも信用保証協会総務部長会議において各信用保証協会に対し農業信用基金協会との連携・協力についての周知を行っており、中小企業庁としても各信用保証協会に対し、農業信用基金協会との連携について適切な指導を行っていくこととしている。 農林水産省において平成19年9月3日付けで各農業信用基金協会に対して連携依頼の通知(「農業信用保証保険制度の適正な運営について」(平成19年9月3日付け19経営第3447号 農林水産省経営局金融調整課長通知))を发出されている。
	b 現在、信用保険の対象となる農業関連事業者は、①きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業者、②生産のみならず、加工・販売業まで行っている事業者、に限定されているが、昨今の農業の多様化に伴い、経済産業省は多角的農業経営者等の信用保険へのニーズを把握するとともに、農林水産省とも協議の上、必要に応じ対応を検討する。	検討	結論		○ (経済産業省、農林水産省) 経済産業省としては、多角的農業経営者等の信用保険へのニーズの把握について、各信用保証協会を通じて保証利用の要望・実績等を引き続き把握していくとともに、農林水産省が把握する農協以外の民間金融機関における農業信用保証保険制度の対応状況等を踏まえながら対応の必要性を含めて検討を行っていく。
	c 建設業者が農作業の一部を受注するようなケースが増加している。このような農業サポート事業への新規参入が積極化するよう、他産業から農業サポート事業に参入した事業者を信用保険の対象とすることについての必要性・妥当性について検討を行う。				○ (経済産業省) 他産業から農業サポート事業へ参入した事業者の信用保険の必要性については、各信用保証協会を通じて保証利用の要望を把握し、必要性・妥当性を検討していく。
⑨農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大 (農林水産省)	a 信用組合も農業信用保証保険制度の利用対象融資機関とする方向で見直す。	検討・結論、引き続き措置			◎ (農林水産省) 信用組合を農業信用保証保険制度の利用対象融資機関として追加することについては、「中小漁業融資保証法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第136号)」により措置。
	b 農業信用保証保険制度について、農協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。				◎ (農林水産省) 平成19年10月に当該制度をわかりやすく説明したパンフレット(「農業信用保証保険制度のご案内」)を作成し、銀行、信金、全銀協、地銀協はじめとする関係機関へ配布するとともに、農林水産省及び農林漁業信用基金のホームページに掲載することにより措置。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩農業経営改善促進資金(スーパーS資金)の取扱いの適正化 (農林水産省)	スーパーS資金の取扱いについて、地域の農業信用基金協会の考え方や保証引受の審査を担う担当者に誤解が生じていることも考えられることから、本来の制度目的に沿った取扱いがなされるよう、改めて必要な措置を講ずる。	措置			◎ (農林水産省) スーパーS資金の取扱いが適正に行われるよう、各農業信用基金協会に対して依頼の通知を发出。 なお、发出した通知は次のとおり。 ○ 農業信用保証保険制度の適正な運営について(平成19年9月3日付け19経営第3447号 農林水産省経営局金融調整課長通知)
⑪知的財産や農業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討及びその公表 (農林水産省)	農業金融の円滑化に向けては、農業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。 農林水産省においては、金融機関(農協系統、農協以外の金融機関、政府系金融機関)、農業生産者団体を構成員とした検討会を設置し、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等を検討しているところである。 農業経営者にとって、農業金融の円滑化は喫緊の課題であることは言うまでもない。このため、現在、上記検討会で進められている農業金融の円滑化に向けた検討を踏まえ、新たな資金調達手法の内容、具体的事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行う。	措置			◎ (農林水産省) 平成18年度から2カ年にわたり、農業融資の実態を調査し、農業金融の円滑化に向けて検討を行う事業を実施。結果については、年度終了毎に農林水産省のホームページで公表(平成19年11月)。 畜産部門における、飼料代等の運転資金の融資のために動産担保等を活用した方法(ABL)を検討した。その結果については、出版物として発刊(平成19年5月)。 さらに、ABLについては、金融機関等をメンバーとしてその有効性や課題について検討している。結果や取組事例等は、随時公表する。
⑫創業支援融資制度の充実 (農林水産省)	経営として農業を行う者、また、経営として農業を行う計画をしている者が増加しており、農業金融においても「就農」だけではなく「創業」を含め支援していく必要がある。これらの新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するのの一つの策であることから、農業金融における創業支援融資制度の充実を図る。 なお、創業支援融資制度の充実に当たっては、農協以外の民間金融機関の参入も促進されるような制度設計を行う。	措置			◎ (農林水産省) 農業経営の実績がなくても一定の要件を満たす農業参入人については、農業近代化資金、経営体育成強化資金の貸付対象者に追加するため、関係要綱を一部改正し、平成19年4月1日に施行した。 なお、改正通知は次のとおり。 ○ 農業近代化資金通措置要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18経営第7829号 農林水産事務次官依命通知) ○ 経営体育成強化資金実施要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18経営第7799号 農林水産事務次官依命通知) ○ 農業経営改善関係資金基本要綱の一部改正について(平成19年3月29日付け18経営第7812号 農林水産事務次官依命通知)
⑬農業共済制度の見直し (農林水産省)	a 掛金の設定や損害補償金の算出根拠、また、加入要件の地域差に関する合理的説明など、加入者の理解が得られるよう、徹底した情報開示を促進する。	措置			◎ (農林水産省) 「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)により都道府県及び農業共済組合連合会等に対し通知を发出するとともに、国においては会議等を通じ、組合等においては広報誌等を活用して周知徹底を図った。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>b 農業共済制度では、共済金額についても個人選択の途が開かれているが、更なる選択肢を広げるため、現在、十分に活用されていない「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、各共済組合が活用するよう促す。</p> <p>また、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引について、周知徹底を図る。</p>				◎ (農林水産省) 「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18 経営第 7041 号)により都道府県及び農業共済組合連合会等に対し通知を发出するとともに、国においては会議等を通じ、組合等においては広報誌等を活用して周知徹底を図った。
	<p>c 農業共済制度の目的は、農業災害補償法(昭和22年12月15日法律第185号)第1条に「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」とあるが、本来、経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのように対処するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。</p> <p>したがって、リスクにどのように対処するかは、経営者の判断により決定すべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付け、農業者の選択の自由度の向上を図るため、「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むように促す。</p>				◎ (農林水産省) 「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18 経営第 7041 号)により都道府県及び農業共済組合連合会等に対し通知を发出するとともに、国においては会議等を通じ、組合等においては広報誌等を活用して周知徹底を図った。

ウ 農業経営者の創意工夫を活かした経営発展の促進等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①農業経営の発展に資する業態に対する支援 (農林水産省)	<p>農業経営の発展のためには、農業経営を営む者のみならず、特定の農作業のみを受託するコントラクターや、契約により農産物の提供を受ける出荷団体などの農業経営に関連する業態についても、様々な形による支援を行う必要がある。</p> <p>したがって、こうした農業経営の発展に資する業態に対し、資金調達の円滑化など、それぞれの業態のニーズや実態に応じた支援を強化する。</p>	措置			◎ (農林水産省) 平成20年度から、担い手の作業負担の軽減や、農地の維持・遊休農地の解消のために農作業受託を行う農業サービス事業体に低利の資金を融資する制度を創設。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②農業研修への支援の充実 (農林水産省)	a 農業者における受入研修について、創業意欲及び参入意欲のある者が研修を受けやすくし、かつ、研修を受入れる農業者の負担を軽減するよう、支援措置を充実する。	措置			◎ (農林水産省) 平成19年度予算において、新規就農者に対する研修を受け入れた農業法人、農業者等に対する支援措置を充実。また20年度から、働きながら技術習得できる就農準備校における有機農業研修、新規就農者が後継者不在農家の経営を承継する際の研修等についての支援を新たに実施。
	b さらに、企業等の農業参入法人に対する研修についても、支援を充実するなど必要な措置を講ずる。				◎ (農林水産省) 平成19年度予算において、普及指導センターによる農業参入法人に対する農業技術・経営指導活動等への支援を充実。
③中小企業政策との連携 (農林水産省、経済産業省)	a 現在、農業分野の課題について工業分野の技術をマッチングする農業連携の推進やその支援措置の提供などが、農政部局と中小企業政策部局の連携により行われているが、これらの活動について、農業分野において新事業の開拓や新技術の開発を目指す者への情報提供を更に充実するなど周知徹底を図る。	措置			◎ (農林水産省) 経済産業省中小企業庁と「中小企業施策との連携に関する研究会」を立ち上げ、その検討の結果、経営相談、各種支援施策の情報提供について、(社)日本農業法人協会と(独)中小企業基盤整備機構とが連携した体制を構築するとともに、平成20年度予算において、支援施策の周知のために必要な予算措置を行った。 (経済産業省) 農林水産省と「中小企業施策との連携に関する研究会」を平成19年1月12日に立ち上げ、支援施策の周知徹底について検討を重ね、経営相談、各種支援施策の情報提供について、(社)日本農業法人協会と(独)中小企業基盤整備機構とが連携した体制を構築。
	b 生産に止まらず加工・営業・販売まで行う多角的な農業経営の増加により、農業と他の産業の区別が困難となっている。現在、農工連携など施策の推進においては、農政部局と中小企業政策部局の連携が図られているが、流通・サービス産業分野とのマッチングによる販路拡大や人材育成、海外展開など、更に連携を図りながら、支援策を講じていく。 なお、いまだ、各部局の農業の捉え方が従来の生産活動をメインとした農業を前提としている場合が少なくないことから、生産から加工販売に至る活動を一連のものとして取り組む農業経営者について、結果的に支援が受けられない部分が出てくるおそれがある。 多角的な農業経営を目指す者は、生産から加工や販売までの過程を一連の経営活動として捉えており、これらをサポートするためには、経営全般への支援が必要となることから、双方の部局においては、経営の全般を支援するという観点から、連携を強化し支援策を講じていく。				◎ (農林水産省) 経済産業省中小企業庁と「中小企業施策との連携に関する研究会」において、多角的な農業経営の支援に向けた連携強化について検討するとともに、平成20年度予算において、新規創業・事業拡大に必要な経営全般を見据えた支援に必要な予算措置を行った。 (経済産業省) 農林水産省と「中小企業施策との連携に関する研究会」を平成19年1月12日に立ち上げ、多角的な農業経営の支援に向けた連携強化について検討を重ねており、新規創業・事業拡大に必要な経営全般を見据えた支援について、引き続き(独)中小企業基盤整備機構が関係機関と連携を進めることとしている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
④生鮮食品の栄養成分の表示に向けた取組への支援 (厚生労働省、農林水産省)	a 生鮮食品については、農業経営者などにおいて栄養成分を表示してはならないとの誤解が生じているが、表示と実際の栄養成分の内容が一致していることを前提に、カロリーやタンパク質の吸収率などの栄養成分を表示することが可能である。したがって、生鮮食品の栄養成分の表示も可能である旨を、関係省庁が連携し、農業経営者などに広く周知する。	措置			◎ (厚生労働省、農林水産省) 生鮮食品の栄養成分の表示も可能であること、表示に当たつての留意事項、参考となる表示例等を示したパンフレットを作成し、農業生産法人やJA等の農業団体、関係行政機関等に対して発出(「生鮮食品における栄養成分表示について」(平成19年12月27日付け19生産第6306号農林水産省生産局生産技術課長通知))、(「生鮮食品の栄養成分の表示について」(平成19年12月27日付け食安新第1227001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知))するとともに、当該パンフレットを農林水産省及び厚生労働省のHPにおいて公表し広く周知を図った (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/syokuhin/dl/05.pdf)。 また、関心の高い農業生産法人、JA、企業、流通・小売関係者等に対し、パンフレットを活用した説明・意見交換を実施するとともに、広報誌やマスコミを通じて情報発信を推進した。
	b 併せて、栄養成分の表示方法について、それを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、参考となる表示方法なども公表する。				◎ (厚生労働省、農林水産省) 生鮮食品の栄養成分の表示も可能であること、表示に当たつての留意事項、参考となる表示例等を示したパンフレットを作成し、農業生産法人やJA等の農業団体、関係行政機関等に対して発出(「生鮮食品における栄養成分表示について」(平成19年12月27日付け19生産第6306号農林水産省生産局生産技術課長通知))、(「生鮮食品の栄養成分の表示について」(平成19年12月27日付け食安新第1227001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知))するとともに、当該パンフレットを農林水産省及び厚生労働省のHPにおいて公表し広く周知を図った (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/syokuhin/dl/05.pdf)。 また、関心の高い農業生産法人、JA、企業、流通・小売関係者等に対し、パンフレットを活用した説明・意見交換を実施するとともに、広報誌やマスコミを通じて情報発信を推進した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑤生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援 (農林水産省、厚生労働省)	<p>生鮮食品については、健康増進法第26条に規定する特定保健用食品などの特別用途食品の許可の対象から除外されるものではないが、生鮮食品における許可実績はない。生鮮食品は、栄養成分が自然や生産地による影響を受けるという特徴を持っていることから、栄養成分に係る製品品質や安定性の確保が必要と考えられる。</p> <p>したがって、生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けて、食品としてそれを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、特別用途食品の表示許可の前提となる有効性・安全性が科学的に担保されるよう、生産段階において、どのように栄養成分に係る製品品質や安定性の確保を図るかなどについて検討を行い、参考となる考え方や生産方法などの情報を農業経営者などに広く周知する。</p>	措置			◎ (厚生労働省、農林水産省) 農産物に含まれる栄養成分の安定化等に資する生産方法等について、講演会における説明や関係省庁のHPへの掲載等を通じて、農業経営者等に対する周知を図った。
⑥特別用途食品の表示制度の見直し (厚生労働省)	<p>健康増進法第26条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。</p> <p>これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がされている。</p> <p>しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、又は加工用途に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。</p> <p>ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。</p> <p>したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品(病者用食品)ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質(通常の米の〇%)」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。</p>	検討・結論、引き続き措置			◎ (厚生労働省) 「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」において検討が行われた結果、専門家の議論を踏まえて、通常の食品よりもタンパク質を低減した食品について、特別用途食品(病者用食品)ではない旨を明記し、栄養成分表示を行った上で、「低タンパク質(通常の〇〇(食品名)の〇%)」等の表示を行うことが認められる旨の通知(「特別用途食品の表示許可について」の一部改正について)(平成20年3月31日付け食安発第0331002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)及び「たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う食品の取扱いについて」(同日付け食安新発第0331001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知)を发出した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑦米の品種等の表示制度の見直し (農林水産省)	米の品種等の表示については、現在、産地品種銘柄かどうかによらず、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能とするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、「食品の表示に関する共同会議」において検討されているが、単に農産物検査以外の根拠をもって品種表示が可能か否かだけの検討ではなく、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据え、魅力ある商品開発を可能とする観点からも検討を行い、結論を得る。	結論、以降速やかに措置			○ (農林水産省) 「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について引き続き検討を行っているところであり、平成19年度中に方向性について結論を得る。
⑧民間企業の育成品種の普及促進 (農林水産省)	奨励品種制度については、民間企業が育成した品種について、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされているが、いまだ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、国際競争力のある品種開発を促進するためにも、単に参入機会を与えるだけでなく、実質的に参入が可能となるよう促していく必要がある。 したがって、都道府県に対して民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間企業の育成品種が奨励品種として積極的に採用されるよう、改めて効果のある措置を講じる。	措置			◎ (農林水産省) 平成19年8月に行った民間育成会社との意見交換を踏まえて、都道府県が今後どのような品種を普及させていきたいと考えているかについてのアンケート調査を行い(平成19年12月実施)、その結果について、平成20年2月に行われる(社)農林水産先端技術産業振興センター主催の民間育成品種評価試験成績検討会において、情報提供を行う。また、民間育成品種に興味のある県と民間育成会社と、その開発した品種についての意見交換会を3月に開催予定。
⑨品種登録の審査期間の短縮 (農林水産省)	品種登録に要する審査期間については、これまでも短縮化が図られているが、引き続き、審査期間を平成20年度までに2.5年に短縮するという目標達成に向けた取組を着実に推進するとともに、更なる審査期間の短縮に努める。	措置			◎ (農林水産省) 審査期間の短縮のため、①現地調査の待ちの解消のため現地調査旅費の増額及び審査官5名の増員、②審査・登録事務の効率化のためのコンピュータシステムを開発(20年4月移行)、③出願、登録事務の簡略化のため農林水産省令及び審査要領を改正(20年4月1日施行)、④栽培試験業務を効率化するためEU品種庁で登録済みの品種について審査報告書を購入(19年度31件)の措置を実施。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩生産調整カウントとなる加工用米の取扱いの適正化 (農林水産省)	農業現場においては、生産調整カウントとして認められる加工用米について、加工用米の出荷先は既存の集荷団体に限定される、また、農業経営者自らが加工用米の販売先を開拓した販売契約については、生産調整カウントとして認められないといった誤解が生じており、生産調整方針の運用に関する要領において定められた運用と異なる運用がなされているとの指摘がある。 したがって、農業経営者の創意工夫を活かした経営発展を促進するためにも、農業現場において、このような誤解が生じないよう、また、適切な運用がなされるよう、改めて周知徹底する。	措置			◎ (農林水産省) 「平成19年産以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」(平成19年5月22日付け19総食第178号総合食料局長通知)において加工用米の生産調整の取扱いについて改めて周知するよう指導した。
⑪地域水田農業推進協議会における運営改善、決定過程の透明性の確保 (農林水産省)	地域水田農業推進協議会については、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、客観的・透明性のある公正な議論が行われることが求められているが、地域においては、一部の認定方針作成者に開催日時が通知されない、一部の認定方針作成者の出席が認められない、また、幹事会や協議会の一部の構成員によって配分ルールなどが決定されるとの運用がなされているとの指摘がある。 したがって、協議会が本来の目的に沿った役割を果たし、そこでの議論が客観的でありかつ透明性のあるものにするためにも、協議会の運営が適切になされるとともに、協議会でなされた議論について、幹事会も含めて議事録の作成・公開がなされるよう、必要な措置を講ずる。	措置			◎ (農林水産省) 「平成19年産以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」(平成19年5月22日付け19総食第178号総合食料局長通知)において、協議会の適切な運営及び協議会の議事録等の公開について指導した。
⑫意欲ある農業経営者の支援に向けた区画整理、基盤整備事業の推進 (農林水産省)	能力と意欲のある農業経営者が、規模拡大や利用集積などの区画整理、基盤整備を希望し、該当農地の周辺関係者の同意が得られる場合には、意欲ある農業経営者と該当農地の周辺関係者が所有する農地等に区域を限定した区画整理、基盤整備事業の実施を推進する。 具体的には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援が受けられることとなり、意欲のある農業経営者とそれに同意する生産者がこうした仕組みを利用して事業が実施できるよう、積極的に広く周知し、その推進を図る。	措置			◎ (農林水産省) 平成19年9月10日に農林水産省で開催された地方農政局農地整備関係担当者会議をはじめ、各農政局における各種会議等の場において、県、市町村担当者や農業関係者など幅広く積極的に周知し、その推進を図った。

エ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
①農林水産消費安全技術センターの民間開放の推進 (農林水産省) (官業イ④の再掲)	a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。 このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。	措置			◎ (農林水産省) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの第2期中期目標において、業務の効率化を図ることにより、第1期中期目標期間で目標とした検査期間を更に5%程度短縮することとし、基準の設定が必要な農薬について、1年5ヶ月以内から1年4ヶ月以内(基準の設定が必要のない農薬は、11ヶ月から10.5ヶ月以内)を目指すこととした。
	b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。				◎ (農林水産省) 関係通知を改正し、薬効・薬害試験及び農作物の残留性試験に関して、民間試験機関による試験成績を認めることとした
	c 農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。				◎ (農林水産省) 平成19年4月に通知(「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知))を改正し、農作物に係る適用病害虫等の拡大等に資するため、類似性の高い作物のグループ単位の登録として、新たに3グループを登録した。
	d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。 これまでも、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。	措置			◎ (農林水産省) 肥料取締法施行規則及び関係告示(「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件(平成13年農林水産省告示第643号)」及び「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年農林水産省告示第284号)」)を改正し、普通肥料の一部について、更新期間を6年に延長した。
②種苗管理センターの民間開放の推進 (農林水産省) (官業イ⑤の再掲)	a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。	措置			◎ (農林水産省) 審査要領を改正(19年7月4日)して、再試験が必要とされる理由を付して申請者に通知するとともに、栽培試験期間中に問題が生じた場合は、迅速に依頼者に通知して、現地にて状況を確認できる等の改善を行った。
	b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。				◎ (農林水産省) まいたけ、すいれん等について、審査基準を作成するために必要な特性分類調査を一般競争入札により民間に委託した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。</p> <p>なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。</p>				<p>◎ (農林水産省)</p> <p>民間等関係者間の協議・調整への参画等、民間企業の円滑な参入が可能となるよう協議会を開催するなど環境整備に努めているところであり1社参入予定。</p> <p>なお、種苗管理センターにおいては、参入予定企業から依頼があった隔離ほ場における原原種生産の受託について、当該企業と具体的な方法や手続き等について協議し、着実に作業を進めているところである。</p>
③酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し			○ (農林水産省) 生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し
④国産ビール大麦の品質規格の見直し (農林水産省)	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを実施する。	関係者の同意が得られるものについて逐次実施			○ (農林水産省) 平成20年2月に国産ビール大麦の検査規格の見直しを行うための農産物検査規格検討会を開催。